

○給料の調整額の調整基本額について

(令和6年12月24日岡人委第272号通知)

給料の調整額に関する規則（昭和32年岡山県人事委員会規則第13号）第2条第2項の「その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額」は、別紙の（1）及び（2）の別表第1及び別表第2までに掲げる額となるので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

なお、「給料の調整額の調整基本額について（令和5年岡人委第263号通知）」は、廃止します。

(1) (2)に掲げる職員以外の職員

別表第1 教育職給料表(二)

等級	号給	調整基本額
2級	1号給	10,215円
	2号給	10,323円
	3号給	10,431円
	4号給	10,539円
	5号給	10,651円
	6号給	10,759円
	7号給	10,867円
	8号給	10,975円

別表第2 小学校・中学校教育職員給料表

等級	号給	調整基本額
2級	1号給	10,215円
	2号給	10,323円
	3号給	10,431円
	4号給	10,539円
	5号給	10,651円
	6号給	10,759円
	7号給	10,867円
	8号給	10,975円

(2) 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第26号）附則第8項の適用を受ける職員

別表第1 教育職給料表(二)

等級	号給	調整基本額
2級	1号給	7,150円
	2号給	7,227円
	3号給	7,303円
	4号給	7,375円
	5号給	7,456円
	6号給	7,533円
	7号給	7,609円
	8号給	7,681円

別表第2 小学校・中学校教育職員給料表

等級	号給	調整基本額
2級	1号給	7,150円
	2号給	7,227円
	3号給	7,303円
	4号給	7,375円
	5号給	7,456円
	6号給	7,533円
	7号給	7,609円
	8号給	7,681円